

## 緊急随意契約による理由

- 新型コロナウイルス感染症への感染者が、昨年末から短期間のうちに急増し、本年1月8日には、11都府県を対象に2回目の緊急事態宣言を発出するに至っている。感染者数や重症者等に関する連日の報道も背景に、国民の不安が日に日に高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の治療は未だ対症療法が中心であるため、感染者数の急増に伴い医療提供体制の逼迫度も強まっている。
- このため、新型コロナウイルス感染症に有効なワクチンの開発への期待は高まっている。一方、これまで政府において進めてきた、実用化時の海外ワクチンの確保について、三社との正式契約を締結するに至っていたが、このうち一社のワクチンに関し、昨年12月に製造販売承認の申請が提出されたところであり、承認されれば、2月下旬から医療従事者を皮切りに接種対象が広がっていくこととなる。
- しかし、新型コロナウイルス感染症一般国民への接種が円滑に進むためには、ワクチンに対する国民の正しい理解と信頼が重要となるが、日本においてはワクチンそのものに対するネガティブな印象や接種に対する漠然とした不安を持っている国民が多く、円滑なワクチン接種の支障となる恐れがある。
- このため、新型コロナワクチン接種を一人でも多くの国民が安心して受けられるようにし、さらには、新型コロナウイルス感染症の克服を目指すため、適切な情報発信とリスクコミュニケーションを両輪で展開する本事業を行うものである。
- 新型コロナワクチンが承認された暁には、国民への段階的接種が早ければ2月中には開始されることを踏まえると、早急にワクチン広報に係る体制を確保することが喫緊の課題である。このため、新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト業務一式に係る契約を会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき緊急随意契約により行うこととしたい。